

大津市地域産業振興条例

逐条解説

《目次》

第1条	目的	1
第2条	定義	1
第3条	基本理念	2
第4条	中小企業者及び小規模企業者の役割	2
第5条	大企業者の役割	3
第6条	金融機関の役割	3
第7条	教育研究機関の役割	3
第8条	産業関係団体の役割	4
第9条	市民等の役割	4
第10条	市の責務	4
第11条	振興施策の基本方針	5
第12条	推進体制の整備等	5
第13条	広報啓発等	5
第14条	中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保	6
第15条	財政上の措置	6
参考資料	大津市産業の特徴等	7
	大津市地域産業振興条例	10

目 的

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とする。

《趣旨》

地域産業の振興は、経済を活性化させ、地域に活力をもたらすなど、市民の暮らしの豊かさを向上させる役割を担っています。

事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体、市民等と本市の役割や、地域産業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、総合的に地域産業の振興を推進し、地域経済を活性化させ、市民等の暮らしを豊かにすることを目的とします。

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で財又はサービスの生産又は供給を行う産業をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う会社及び個人であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (5) 大企業者 前2号以外の事業者をいう。
- (6) 教育研究機関 市内の大学その他の教育機関又は市内において産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (7) 産業関係団体 事業者の支援その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体をいう。
- (8) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

《趣旨》

この条例に使用している用語のうち、その意味を明確にしておく必要があるものについて説明したものです。

なお、中小企業基本法では、中小企業者の範囲と小規模企業者の定義を次の表のように規定しています。

中小企業者の範囲と小規模企業者の定義

業 種	中小企業者		小規模企業者
	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数	常時使用する従業員数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

基本理念

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活(い)かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

《趣旨》

本市には、琵琶湖や比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境があり、その中で地域ごとに多様な産業が発展してきたという特性があります。

地域産業の振興は、事業者の自由な事業活動によって達成されるため、自ら意欲をもって創意工夫を重ね、自主的な努力を行うことを基本として、本市の特性や資源を最大限に活かすことで、個性豊かで活力に満ちたまちの実現につながります。

さらに、地域産業に関わる全ての者の相互に密接な連携と協力が必要不可欠なものとなし、本市の中小企業者や小規模企業者などの事業者の事業活動を発展させること、次世代を担う産業を創出し育成すること、多様な人材を育成し創造力の活用すること、事業環境を整備することなどを総合的に推進することにより、地域産業の振興の基盤となる事業者の事業活動の活性化を目指すことを基本理念とします。

中小企業者及び小規模企業者の役割

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業の発展に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

《趣旨》

中小企業者及び小規模企業者には、地域産業の振興の主役であることを認識し、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業を持続的に発展させるために必要な様々な取組を着実に推進するよう努めていただきたいことを定めています。

また、中小企業者や小規模企業者は、特に地域に密着した存在であることから、地域社会を構成する主要な一員として、地域社会への貢献や市民生活の向上、本市が実施する地域産業の振興施策に協力していただきたいことを定めています。

大企業者の役割

第5条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者が地域産業の振興において果たす役割の重要性を認識し、積極的にこれらの者と連携及び協力することにより、地域産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

《趣旨》

大企業は雇用や経済の面で多大な影響力を有しているため、大企業者が事業活動を行うに当たっては、中小企業者や小規模企業者の事業の発展が地域産業の振興において重要であることを認識し、積極的に連携、協力することで地域産業の振興に貢献していただきたいことを定めています。

また、地域社会を構成する一員として、地域社会への貢献や市民生活の向上、本市が実施する振興施策に協力していただきたいことを定めています。

金融機関の役割

第6条 金融機関は、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施及び有用な情報の提供を行うことにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び改善に協力し、並びに新たな産業の創出及び育成の支援に努めるものとする。

《趣旨》

金融機関には、事業者としての役割と併せて、適切かつ円滑に資金を供給し、様々な経営課題を抱える中小企業者や小規模企業者の経営相談に応え、有用な情報を提供するという役割を担っていただくことで、中小企業者や小規模企業者の経営の安定と改善に協力し、また、新たな産業の創出と育成の支援を行っていただきたいことを定めています。

教育研究機関の役割

第7条 教育研究機関は、産業に関する研究成果の普及等を通じて事業者への多角的な支援を行うよう努めるとともに、学生、生徒及び児童の地域産業への関心を高め、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成するよう努めるものとする。

《趣旨》

教育研究機関には、産業に関する研究成果を社会に還元し普及していただくことを通じ、事業者の新製品や新技術の開発、新たな市場の創出などにつなげる支援を行っていただき、併せて、大学生や高校生のみならず、中学生や小学生などへも地域産業に関心を持たせ、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成していただきたいことを定めています。

産業関係団体の役割

第8条 産業関係団体は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、それぞれの特徴を活かした事業者の活動の支援に努めるものとする。

2 産業関係団体は、その構成員相互の連携及び協働の促進を図り、並びに他の産業関係団体と連携し、及び協働して地域産業の振興に資する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

《趣旨》

産業関係団体には、事業者自らの創意工夫と自助努力を尊重していただきつつ、産業関係団体が有する専門性や経験をもとに、事業者ごとの特徴を活かした活動の支援をしていただきたいことを定めています。

また、産業関係団体に加入している事業者などの構成員相互の連携や協働を促進することと併せて、他の産業関係団体とも連携、協働して相乗的な効果を発揮し地域産業の振興に関する活動に取り組んでいただくとともに、本市が実施する振興施策に協力していただきたいことを定めています。

市民等の役割

第9条 市民等は、地域産業の振興の重要性について理解を深め、地域産業の健全な発展に協力するよう努めるとともに、積極的に事業者が生産、製造若しくは加工した商品を購入し、又は提供するサービスを利用するよう努めるものとする。

《趣旨》

市民等には、地域産業の振興が、地域経済と活力ある地域社会の形成に欠かせないものであり、市民等の暮らしの豊かさの向上に寄与する重要なものであることを一層理解していただくとともに、地域産業の健全な発展へ協力していただきたいことを定めています。

また、積極的に市内の事業者が生産、製造、加工した商品を購入し、提供するサービスを利用していただきたいことを定めています。

市の責務

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、振興施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関並びに事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体との連携及び協働を図るものとする。

《趣旨》

本市は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した振興施策を、総合的にかつ計画的に推進することとしています。

また、国や滋賀県、その他の関係機関や事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体と一体となり振興施策を推進することとしています。

振興施策の基本方針

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域の特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

《趣旨》

本条は、基本理念に基づく本市の振興施策の基本方針を定めています。

推進体制の整備等

第12条 市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

- 2 市は、振興施策の効果的な推進のため、事業者の実態を適切に把握し、事業者及び関係機関等の意見を振興施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

《趣旨》

本市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制の整備を行うこととしています。

また、より効果的に振興施策を推進するために、正確に事業者の実情を把握し、事業者や関係機関などの意見を聴き、それらを振興施策に反映するよう必要な措置を講じることとしています。

広報啓発等

第13条 市は、事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体が一体となって地域産業の振興に取り組むための情報を提供するとともに、市民等の地域産業の振興に関する理解の促進に向けた啓発を行うものとする。

- 2 市は、中小企業者及び小規模企業者が生産、製造又は加工した商品及び提供するサービスの市民等の消費及び利用の促進のため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

《趣旨》

振興施策を効果的に推進するためには、地域産業に関わる全ての者が必要な情報を共有し一体となって取り組むことが重要であることから、本市は、適切な情報提供を行い、併せて、市民等に自身の役割を果たしていただくための啓発を行うこととしています。

また、中小企業者や小規模企業者が生産、製造、加工した商品や提供するサービスの消費と利用の促進のための情報提供やその他の必要な措置についても講じることとしています。

中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

《趣旨》

本市は、工事の発注、物品や役務を調達するに当たっては、予算の適正な執行や透明性、公正性、適正な契約履行に留意し、事業者や市民等みなさまの信頼を確保した上で、可能な限り中小企業者や小規模企業者の受注機会が確保されるように努めることとしています。

財政上の措置

第15条 市は、振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

《趣旨》

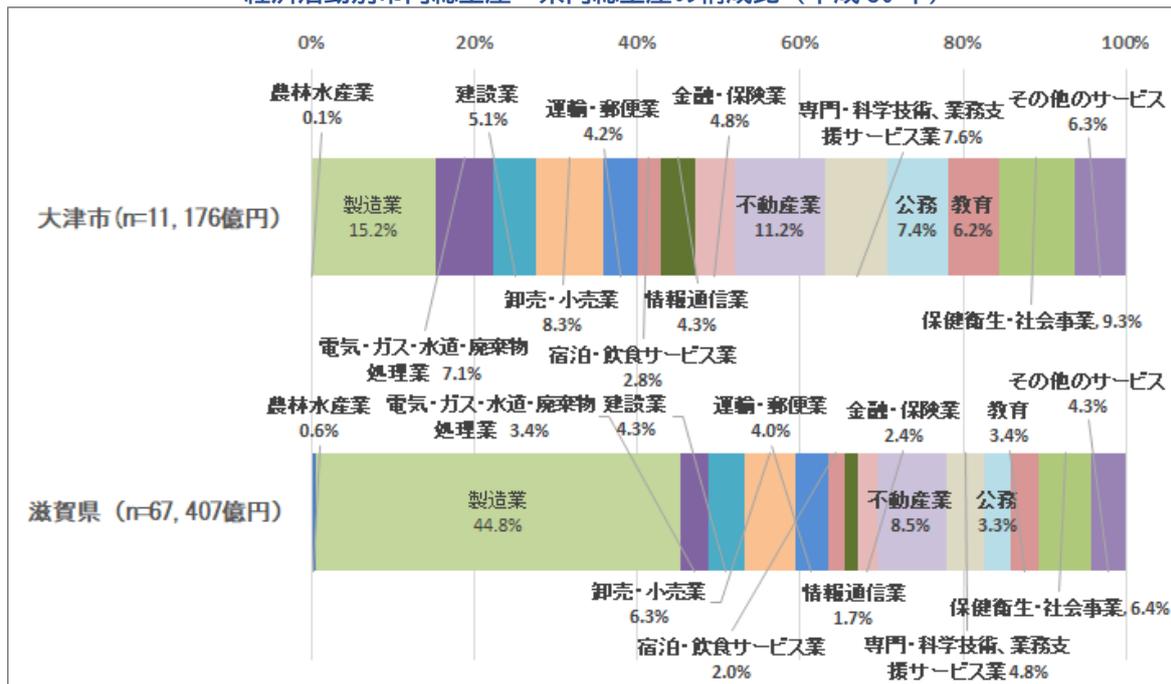
本市は、振興施策の推進において必要な財源を確保することとしています。

参考資料 大津市産業の特徴等

■ 大津市産業の特徴

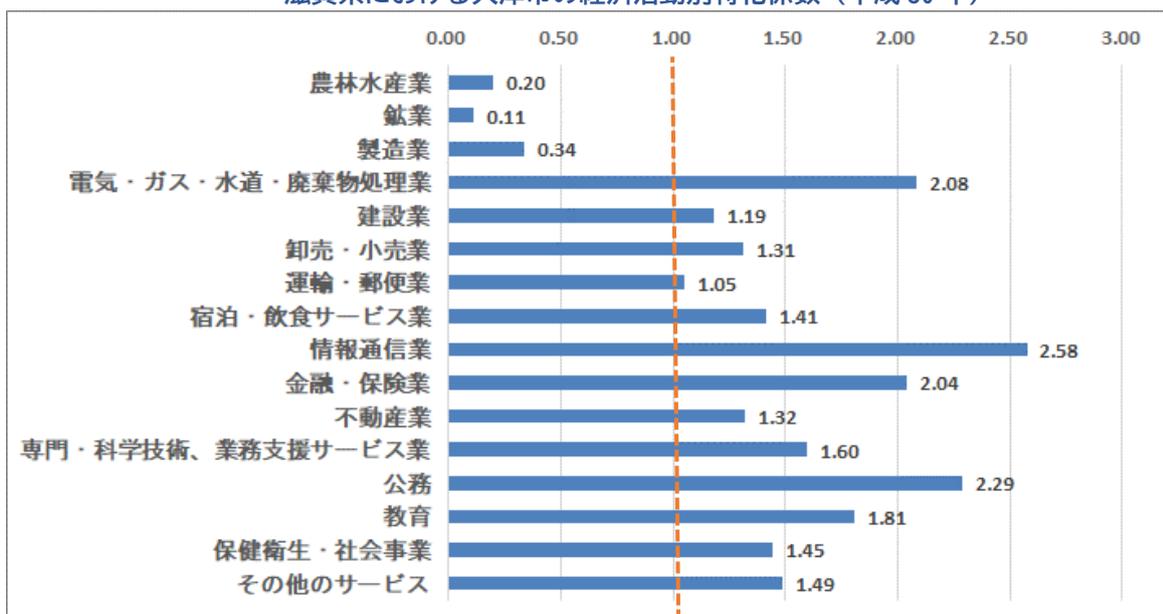
- ・滋賀県の県内総生産額の45%が製造業であるのに対して、大津市は15%にとどまる一方、不動産業、保健衛生・社会事業、卸売・小売業、情報通信、金融保険、専門・科学技術、業務支援サービスなどの県庁所在地、中核市として、また住宅文教都市としての産業・業務機能など多様な産業が集積し発展してきました。

経済活動別市内総生産・県内総生産の構成比（平成30年）



※総生産額には「輸入品に課される税・関税」「(控除)総資本形成に係る消費税」を除いている
出所：滋賀県市町民経済計算（平成30年度推計、令和3年3月）

滋賀県における大津市の経済活動別特化係数（平成30年）



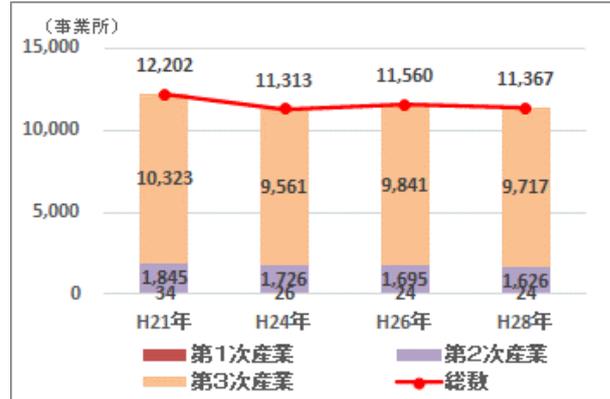
※特化係数は、下記の計算式で求められ、「1.00」を上回るほど、強みのある産業として位置づけられる。
(計算式)
$$\text{特化係数} = \frac{\text{大津市の各産業構成比}}{\text{滋賀県の各産業構成比}}$$

出所：滋賀県市町民経済計算（平成30年度推計、令和3年3月）

■ 大津市産業の現況

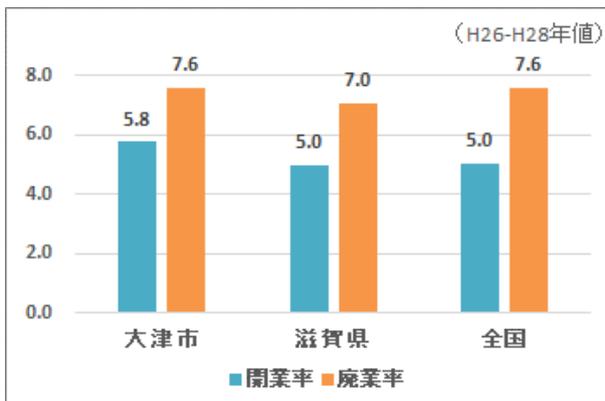
- ・平成 28 年の本市の事業所数は 11,367 事業所、従業員数は 116,437 人で、7 年前の平成 21 年に比して事業所数が 7%、従業員数が 11%減少しています。
- ・新規事業所の開業率は、5.8 と全国（5.0）や滋賀県（5.0）と比較して、やや高い水準にありますが、廃業率は 7.6 と廃業率が上回っています。

事業所数の推移



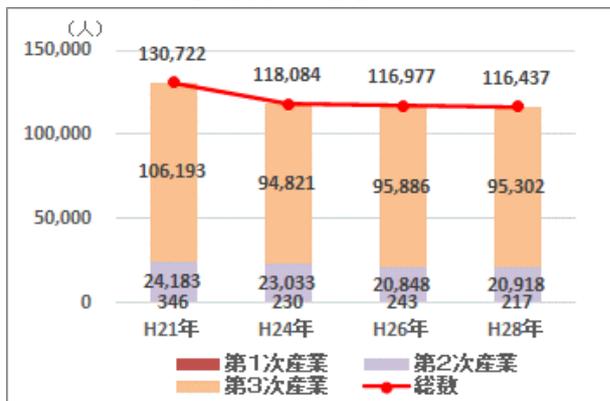
出所：経済センサス

開業率・廃業率



出所：経済センサス

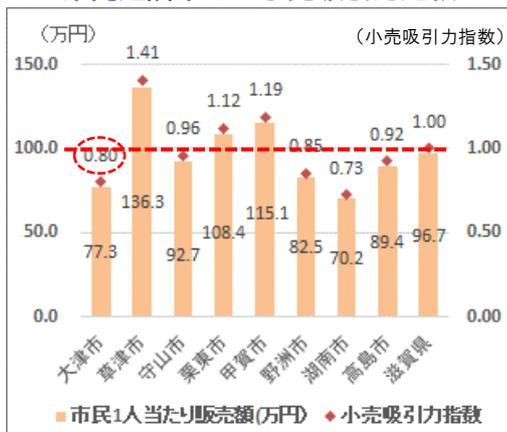
従業員数の推移



出所：経済センサス

- ・本市の小売吸引力指数は、0.80 と低く、消費の多くを他地域に依存しており、また、平成 29 年まで増加傾向にあった観光入込客数も減少に転じており、市内での消費を促し、まちの賑わいを取り戻す必要があります。

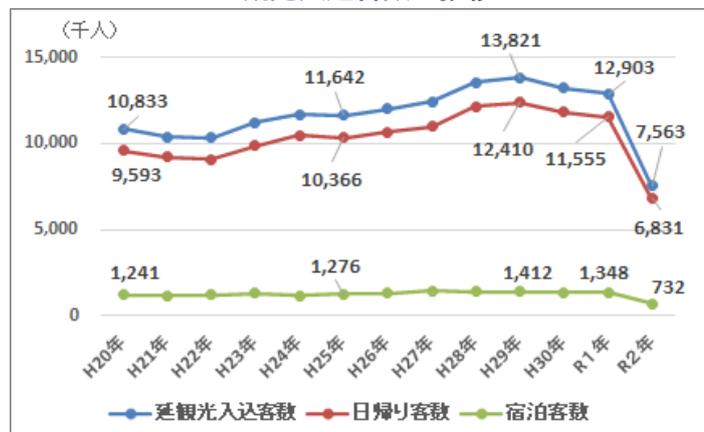
県内近隣市との小売吸引力比較



※小売吸引力指数…市民一人あたりの小売販売額を県民一人あたりの小売販売額で除したものであり、1.0 を上回る都市は、周辺都市から購買客を吸引している状態にある。

出所：年間小売販売額；平成 28 年経済センサス活動調査 人口：平成 27 年国勢調査

観光入込客数の推移

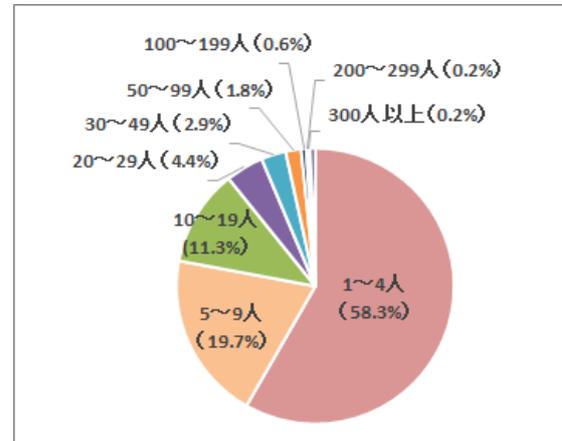


出所：滋賀県観光入込客統計調査

■従業員規模、中小企業比率

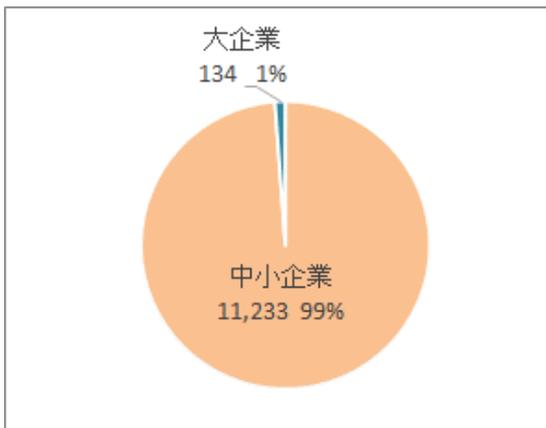
- 本市の従業員規模別事業所の割合をみると、「1～4人」が58.3%と最も多く、次いで「5～9人」の19.7%、「10～19人」の11.3%と19人以下の小規模事業者が89%を占めています。
- 本市の中小企業数は、市内企業の99%、従業者数も74%を占め、地域経済や雇用、まちの活力、そして市民生活の豊かさを支えており、まちの発展に深く関わっています。
- 特に、地域の中小企業は、事業活動において地域の企業や消費者と密接な関係を有しており、地域経済の内発的発展の重要な担い手となっています。

従業員規模別事業所の割合（平成28年）
(n=11,367)

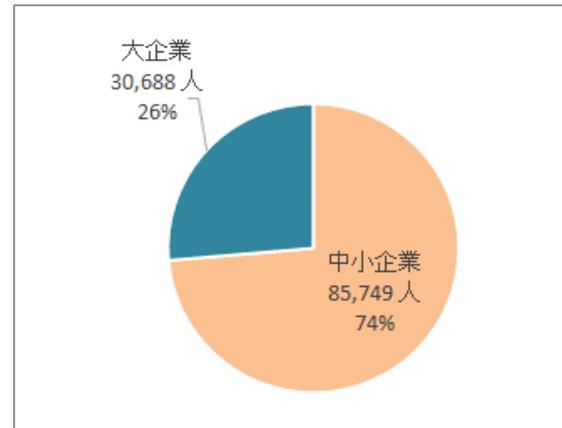


出所：平成28年経済センサス活動調査

本市事業所数のうち中小企業の占める割合
(n=11,367)



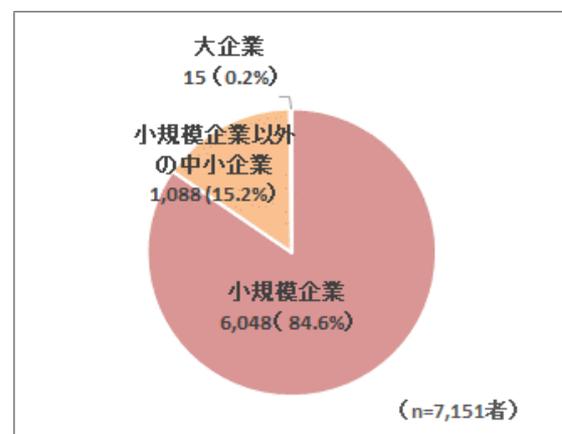
本市従業者数のうち中小企業の占める割合
(n=116,437)



※平成28年経済センサス活動調査の業種別・従業員規模別民営事業所数より、中小企業基本法上の中小企業の定義（業種別の従業員数）に基づき作成。

- 中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数」（民営、非一次産業、平成28年6月時点のデータ）によると、本市の中小企業・小規模企業の占める割合は、小規模企業が84.6%、中小企業が15.2%と、市内企業の99.8%は中小企業となっています。

本市の中小企業・小規模企業構成比



※民営、非一次産業、平成28年6月時点のデータ
出所：中小企業庁「中小企業・小規模事業者の数」

大津市地域産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、地域産業の振興に関し、基本理念を定め、並びに事業者、金融機関、教育研究機関、産業関係団体及び市民等の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、地域産業の振興に関する施策（以下「振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、地域産業の振興を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び市民等の暮らしの豊かさの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産業 市内で財又はサービスの生産又は供給を行う産業をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う会社及び個人であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する事業者（次号に掲げる者を除く。）をいう。
- (4) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項の小規模企業者に該当する事業者をいう。
- (5) 大企業者 前2号以外の事業者をいう。
- (6) 教育研究機関 市内の大学その他の教育機関又は市内において産業の振興に資する研究を行う機関をいう。
- (7) 産業関係団体 事業者の支援その他の地域産業の振興に資する活動を行うことを目的とする団体をいう。
- (8) 市民等 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

(基本理念)

第3条 地域産業の振興は、琵琶湖及び比良、比叡の山に代表される水と緑豊かな恵まれた環境の中で先人の営みの集積によって地域ごとに多様な産業が発展してきた本市の特性に鑑み、事業者自らの創意工夫及び自助努力を基に、本市の特性及び地域の資源を最大限に活(い)かし、個性豊かで活力に満ちたまちの実現を図ることを基本とし、地域産業に関わる全ての者の相互の密接な連携及び協力の下に、地域経済を支える中小企業者及び小規模企業者を始めとした事業者の事業の発展や次代を担う産業の創出・育成、多様な人材の育成とその創造力の活用、事業環境の整備等を総合的に推進することにより、事業者の事業活動の活性化を図ることを旨として、行われなければならない。

(中小企業者及び小規模企業者の役割)

第4条 中小企業者及び小規模企業者は、経営基盤の強化、経営の革新、人材の育成、雇用環境の充実その他自らの事業の発展に向けた取組を推進するよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第5条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者が地域産業の振興において果たす役割の重要性を認識し、積極的にこれらの者と連携及び協力することにより、地域産業の振興に寄与するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会の一員としての社会的責任を自覚し、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献及び市民生活の向上に努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第6条 金融機関は、適切かつ円滑な資金の供給、的確な経営相談の実施及び有用な情報の提供を行うことにより、中小企業者及び小規模企業者の経営の安定及び改善に協力し、並びに新たな産業の創出及び育成の支援に努めるものとする。

(教育研究機関の役割)

第7条 教育研究機関は、産業に関する研究成果の普及等を通じて事業者への多角的な支援を行うよう努めるとともに、学生、生徒及び児童の地域産業への関心を高め、地域産業の振興に携わる多様な人材を育成するよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第8条 産業関係団体は、事業者自らの創意工夫及び自助努力を尊重しつつ、それぞれの特徴を活かした事業者の活動の支援に努めるものとする。

2 産業関係団体は、その構成員相互の連携及び協働の促進を図り、並びに他の産業関係団体と連携し、及び協働して地域産業の振興に資する活動に取り組むよう努めるとともに、市が実施する振興施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第9条 市民等は、地域産業の振興の重要性について理解を深め、地域産業の健全な発展に協力するよう努めるとともに、積極的に事業者が生産、製造若しくは加工した商品を購入し、又は提供するサービスを利用するよう努めるものとする。

(市の責務)

第10条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応した振興施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、振興施策の推進に当たっては、国、県その他の関係機関並びに事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体との連携及び協働を図るものとする。

(振興施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、振興施策を講ずるものとする。

- (1) 地域産業を支える中小企業者及び小規模企業者の事業の振興を図ること。
- (2) 経営の革新及び創業並びに新たな産業の創出を促進すること。
- (3) 地域特性、多様な資源等を活かした産業を育成すること。
- (4) 地域産業を担う人材の育成及び雇用を促進すること。

(推進体制の整備等)

第12条 市は、振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を行うものとする。

2 市は、振興施策の効果的な推進のため、事業者の実態を適切に把握し、事業者及び関係機関等の意見を振興施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(広報啓発等)

第13条 市は、事業者、金融機関、教育研究機関及び産業関係団体が一体となって地域産業の振興に取り組むための情報を提供するとともに、市民等の地域産業の振興に関する理解の促進に向けた啓発を行うものとする。

2 市は、中小企業者及び小規模企業者が生産、製造又は加工した商品及び提供するサービスの市民等の消費及び利用の促進のため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保)

第14条 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業者及び小規模企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。